

へき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱

昭和48年4月1日制定

平成22年4月1日全部改正

平成24年4月1日全部改正

へき地スクールバス運営補助金交付要綱の全部を次のように改正する。

へき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、学校の統合、廃止等によって遠距離通学を余儀なくされるへき地等の児童及び生徒の通学における負担の軽減を図るために当該へき地等において実施されるスクールバス運行事業に対する補助金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、別に定めるもののほか、別表第1の左欄に掲げる学校に、同表右欄に掲げる地域に居住する児童及び生徒が通学しようとするためのスクールバス運行事業であって、別表第2の左欄に掲げる運営委員会が同表の右欄に掲げる地域に居住する児童及び生徒を対象とするものとする。ただし、教育委員会が特別な事情があると認める場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、京都市が、スクールバスの運行に係る契約を第三者と締結した場合又は通学に係る公共交通機関の利用に対する補助をしている場合にあっては、当該契約により運行される区間又は補助の対象となる区間に関しては補助金を交付しない。

(補助金)

第3条 補助金は、別表第3に掲げる補助対象経費の総額から、地元負担金その他諸収入を減じた額（1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）を概算払いするものとし、事業終了後剰余金が生じた場合はこれを精算する。

2 前項の規定にかかわらず、月、学期若しくは半期ごと又は当該年度の事業終了後に精算払いすることがある。この場合において、補助金の額は、別表第3に掲げる補助対象経費の総額から、地元負担金その他諸収入を減じた額（1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第9条に規定する申請書（以下「申請書」という。）の様式は、前条第1項の場合にあっては第1号様式の1、前条第2項の場合にあっては第1号様式の2とする。

2 前条第1項の場合における条例第9条に規定する市長等が必要と認める書類は、へき地スクールバス運営経費算定書（第2号様式）とする。

（標準処理期間）

第5条 条例第9条に基づく申請があった場合は、30日以内に交付決定するものとする。ただし、やむを得ない場合はこの限りでない。

（変更等の承認の申請）

第6条 条例第11条第1項第1号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長等の承認の申請は、へき地スクールバス運営補助金に係る変更承認申請書（第3号様式）によって行うものとする。

2 条例第11条第1項第1号に規定する軽微な変更は、予算書における各項目の予算額の25万円以内の変更とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、報告しなければならない。

- (1) スクールバスを利用する児童及び生徒の数が変動したとき（車両規模に影響する程度のものに限る。）。
- (2) スクールバス運営委員会の住所を変更したとき。
- (3) スクールバス運営委員会の運営委員長を変更したとき。
- (4) その他必要があると認めるとき。

（実績報告）

第7条 条例第18条第1項に規定する報告書は、第4号様式とする。

2 第3条第1項の場合における条例第18条第1項に規定する市長等が定める書類は、精算書（第5号様式）とする。

3 前2項に規定するもののほか、物品の購入に係る領収書その他の補助金の執行に係る書類の一部又は全部について、当該書類の写しの提出又は当該書類の原本の提示を求めることがある。

（関係書類の保存）

第8条 補助金に係る書類は、事業が完了した日の次の4月1日から5年間保存しなければならない。

（検査等）

第9条 条例第23条の規定に基づき、事業の途中又は事業の終了時に、教育委員会の職員が実地に検査し、又は関係書類を確認することがある。この場合において、

職員の指示に速やかに従わなければならない。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成24年4月1日から実施する。

(適用区分)

2 平成24年3月31日以前に交付された補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月21日決定)

この改正は、平成25年4月1日から実施する。ただし、第7条の改正は決定の日から実施する。

附 則 (平成25年5月28日決定)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則 (平成28年3月24日決定)

(実施期日)

1 この改正は、決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この改正後のへき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱は、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月28日決定)

(実施期日)

1 この改正は、平成30年4月1日から実施する。ただし、第6条の改正は決定の日から実施する。

(適用区分)

2 この改正(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後のへき地等スクールバスの運営及び補助金の交付に関する要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年3月30日決定)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年12月9日決定)

この改正は、決定の日から実施する。ただし、別表第1の改正は、令和3年4月1日から実施する。

附 則 (令和3年9月13日決定)

この改正は、決定の日から実施する。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

別表第1

学 校 名	対 象 地 域
鷹峯小学校・旭丘中学校	西賀茂氷室町，西賀茂西氷室町，西賀茂蓬来谷，西賀茂城山町，鷹峯堂ノ庭町
柊野小学校・西賀茂中学校	雲ヶ畑中津川町，雲ヶ畑出谷町，雲ヶ畑中畑町
衣 笠 小 学 校	杉阪北尾，杉阪道風町，杉阪東谷，杉阪南谷，杉阪都町，中川奥山，中川川登，中川北山町，中川中山，中川西ノ谷，中川西山，中川東山，中川水谷，真弓善福，真弓八幡町
衣 笠 中 学 校	杉阪北尾，杉阪道風町，杉阪東谷，杉阪南谷，杉阪都町，真弓善福，真弓八幡町
大 原 小 中 学 校	大原百井町，大原大見町，大原尾越町
大津市立葛川小学校・大津市立葛川中学校	久多下の町，久多川合町，久多中の町，久多上の町，久多宮の町
花 背 小 中 学 校	花脊別所町，花脊大布施町，花脊原地町，広河原杓子屋町，広河原能見町，広河原下之町，広河原菅原町，広河原尾花町
高雄小学校・双ヶ丘中学校	小野下ノ町，小野中ノ町，小野上ノ町，小野宮ノ上町，小野岩戸，小野水谷，小野笠谷，大森芦堂町，大森稲荷，大森中町，大森東町，大森菖蒲，大森西町，大森大谷，大森牛ヶ滝，大森中山
京 都 京 北 小 中 学 校	右京区役所京北出張所の所管区域のうち，京北周山町以外の地域

別表第2（第2条の2関係）

運 営 委 員 会 名	対 象 地 域
大原小中学校スクールバス運営委員会	大原百井町，大原大見町，大原尾越町
久多地区スクールバス運営委員会	久多下の町，久多川合町，久多中の町，久多上の町，久多宮の町
花背小中一貫校スクールバス運営委員会	花脊別所町，花脊大布施町，花脊原地町，広河原杓子屋町，広河原能見町，広河原下之町，広河原菅原町，広河原尾花町

別表第3（第3条関係）

区 分	補 助 対 象 経 費
燃 料 費	軽油又はガソリン
修 理 ・ 整 備 費	①故障，事故に伴う修理費及び故障を防止するために必要な修理費 ②道路運送車両法第48条第1項に基づく点検（法定点検）に係る経費，同法第102条第1項に基づく検査（車検）に係る整備費等
検 査 料	車検に係る道路運送車両法第102条第2項に規定する手数料（道路運送車両法関係手数料令第2条に規定する金額）及び代行料
任 意 保 険 料	事故に伴って発生する損害に対応するための保険料
車 庫 借 用 料	車庫の借上げに要する経費
運 転 者 謝 礼	スクールバス運転者に対する謝礼
備 品 ・ 消 耗 品 費	スクールバス運行上必要な備品・消耗品 （タイヤ・チェーン・オイル・不凍液・ワックス・工具等）
会 議 費	運営委員会議等，会議の開催に要する経費
雑 費	事務費等

備考 運転者謝礼については，運転者が自らの子又は孫のみを乗車させる場合は，補助対象外とする。

(宛先) 京 都 市 長

(スクールバス運営委員会の名称)
(スクールバス運営委員会の住所)
運営委員長

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金交付申請書

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 _____ 円

2. 運行計画

使用目的	回数
通常の通学	
休業中の行事・部活動	
日・祝祭日の行事	
給油・オイル交換等	
点検・修理等	
その他	
合計	

3. 走行距離 (予定) 年間 _____ km (月平均 _____ km)

4. 利用児童・生徒数 (複数の地区で運行がある場合は当該地区ごとの人数)

〈小学生：前期課程〉

学年	1	2	3	4	5	6	計
人数							

〈中学生：後期課程〉

学年	1	2	3	計
人数				

〈合計〉 _____ 人

5. 添付書類 〇〇年度へき地スクールバス運営経費算定書

(宛先) 京 都 市 長

（スクールバス運営委員会の名称）
（スクールバス運営委員会の住所）
運営委員長

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金交付申請書（ 分）

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助金交付申請額 _____ 円

2. 運行実績

使用目的	回数
通常 の 通 学	
日・祝祭日等の行事	
休業期間中等の部活動	
給油・オイル交換等	
合 計	

3. 補助対象経費

項 目	経費（円）	内 訳
燃 料 費		
修 理 ・ 整 備 費		
検 査 料		
任 意 保 険 料		
車 庫 借 用 料		
運 転 者 謝 礼		
備 品 ・ 消 耗 品 費		
会 議 費		
雑 費		
計		

4. 走行距離等 _____ k m, 給油量 _____ リットル

5. 利用児童・生徒数（学年）（例：小学校1年生1人，中学校2年生2人，計3人）

第2号様式（第4条関係）

〇〇年度へき地スクールバス運営経費算定書

項 目	予算額（円）	内 訳
燃 料 費		
修理・整備費		
検 査 料		
任意保険料		
車庫借用料		
運 転 者 謝 礼		
備品・消耗品費		
会 議 費		
雑 費		
計		

〇〇年度へき地スクールバス運営経費は、上記のとおりです。

（スクールバス運営委員会の名称）

（スクールバス運営委員会の住所）

運営委員長

年 月 日

(宛先) 京 都 市 長

(スクールバス運営委員会の名称)
 (スクールバス運営委員会の住所)
 運営委員長

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金に係る事業終了報告及び収支
 決算報告について

標記の件について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 運行状況

使用目的	回数
通常の通学	
休業中の行事・部活動	
日・祝祭日の行事	
給油・オイル交換等	
点検・修理等	
その他	
合計	

2. 走行距離等 年間 _____ km (燃料 _____ リットル)
 (複数の地区で運行がある場合は当該地区ごとの数値。以下3及び5において同じ。)

3. 利用児童・生徒数 小学生 _____ 人 ・ 中学生 _____ 人

4. 故障・事故等の有無 無 ・ 有 (修理箇所: _____)

5. 今後のスクールバス
 利用予定児童・生徒数

年 度	年度	年度	年度	年度	年度
小学生 (前期課程)	人	人	人	人	人
中学生 (後期課程)	人	人	人	人	人
計	人	人	人	人	人

6. 収支決算報告 別紙のとおり

(別紙)

1 収入の部

項 目	予算額 (円)	収入額 (円)	予算額増減	内 訳
京都市補助金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

(1) 補助対象

項 目	予算額 (円)	支出額 (円)	残額	内 訳
燃 料 費				
修理・整備費				
検 査 料				
任意保険料				
車庫借用料				
運転者謝礼				
備品・消耗品費				
会 議 費				
雑 費				
小計				
預 金 利 息				
最終収支結果				

(2) その他 (補助対象外)

項 目	予算額 (円)	支出額 (円)	残額	内 訳
計				

年 月 日

（宛先）京都市長

（スクールバス運営委員会の名称）
 （スクールバス運営委員会の住所）
 運営委員長

〇〇年度へき地スクールバス運営補助金に係る精算書

1 収入の部

項 目	予算額（円）	収入額（円）	予算額増減	内 訳
京都市補助金				
そ の 他				
計				

2 支出の部

(1) 補助対象

項 目	予算額（円）	支出額（円）	予算額増減	内 訳
燃 料 費				
修理・整備費				
検 査 料				
任意保険料				
車庫借用料				
運転者謝礼				
備品・消耗品費				
会 議 費				
雑 費				
小計				
預 金 利 息				
最終収支結果				

(2) その他（補助対象外）

項 目	予算額（円）	支出額（円）	予算額増減	内 訳
計				